**１　概要**

　　東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋を平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得又は改築後4年度分2分の1、その後2年度分3分の1に相当する税額を減額します。ここでいう「改築」とは、修理、修繕程度のものは該当しません。

**２　特例対象者**

1. 被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
2. （１）の者について相続があった時におけるその者の相続人（その者の相続人を含む）
3. 特例適用家屋に同居するその者の三親等内の親族
4. （１）が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

**３　添付書類の提出**

1. 被災住宅が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類→り災証明書
2. 被災家屋が存したことを証する書類→課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄帳など（市内の場合は不要）
3. 被災家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類→建築確認申請書、平面図、立面図、仕様書等
4. 相続人等に該当する旨を証する書類（上記２（２）（３）の場合）→戸籍謄本等
5. 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（上記２（４）の場合）→法人の登記事項証明書

**４　問い合わせ先**

　船橋市資産税課　償却資産係　減免担当

　℡　047－436－2232